



重要事項等説明書

2012年3月1日以降保険始期用

※「おとなの自動車保険」は、ゼン自動車保険のペイトネームです。

この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」「その他の重要事項」の3つで構成されています。ご契約をいただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについての説明となりますので、必ずお読みいただきますようお願いいたします。ご契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にも本書面の内容をお伝えください。また、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり 普通保険約款・特約集」をご参照いただき、ご不明な点は当社までお問い合わせくださいようお願いいたします。

※この色の文字については、「その他の重要事項のご説明」の4. 用語のご説明をご参照ください。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。

1. 自動車保険の種類について

当社の自動車保険には、法律で加入が義務付けられた強制保険(自動車損害賠償責任保険)と任意にご加入いただく任意保険があります。「おとなの自動車保険」は任意保険です。

2. ご契約の対象について(ご契約者、記名被保険者およびご契約のお車)

「おとなの自動車保険」は、ご契約者および記名被保険者が個人の方で、ご契約のお車が自家用8車種の場合にのみ加入いただくことができます。また、ノンフリート契約専用の自動車保険です。

3. 商品の仕組みと主な補償内容

「おとなの自動車保険」は自動車事故に関する補償として、相手への賠償、ご自身や搭乗中の方などの補償、お車の補償から構成されており、相手への賠償を基本補償とし、人身傷害保険や車両保険などお客様のニーズに合わせて必要な補償を組み合わせてお選びいただくことができます。対人事故、対物事故の場合は、原則として相手方との示談交渉を含め、当社が事故の解決までお手伝いします。「保険金をお支払いする主な場合」は次のとおりです。「保険金をお支払いできない主な場合」については、後記「注意喚起情報のご説明」4. 主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)に記載がありますので、ご確認ください。なお、詳細については、「ご契約のしおり 普通保険約款・特約集」をご参照ください。

表中の○は必ずセット、□は条件により必ずセット、○はお客様のご希望によりセットできることを表します。

補償項目	対象	保険金をお支払いする主な場合
対人賠償保険(基本補償)	○	ご契約のお車による自動車事故により、歩行者や他のお車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者1名ごとに自賠責保険等の補償額を超えた部分に対し、保険金をお支払いします。なお、 保険金額は無制限 となります。
対物賠償保険(基本補償)	○	ご契約のお車による自動車事故により、他人のお車や建物等、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。なお、 保険金額は無制限 となります。
人身傷害保険(ご希望によりセット)	○	ご契約のお車に搭乗中の方、自動車事故で死傷された場合、人身傷害補償条項に定める損害額算定基準に基づいて当社で算定した損害額に対して 保険金額 (※1)を限度に保険金(※2)をお支払いします。 ※1 保険金額は、搭乗される方の年齢、収入、扶養家族の人数等に基づいて必要な金額をお決めください。 ※2 相手自動車の自賠責保険や相手から既に取得した賠償金などがある場合は、その額を差し引いた金額となります。 【ご注意】1. 人身傷害保険(人身身外補償特約をセットしない場合、ご契約のお車に搭乗中の場合のみ補償の対象となりますのでご注意ください。 2. 相手のいる自動車事故で相手自動車が無保険自動車である場合は、相手方より賠償されるべき損害については、支払保険金の限度額を無制限とします。(損害額を限度とします。) 3. 被保険者が死傷した場合は後遺障害を被り、かつ介護が必要と認められる場合で、 保険金額が無制限 以外のときは 保険金額の2倍 まで補償することができます。
自損事故傷害特約(人身傷害補償保険がない場合に自動車セット)	□	自損事故(電柱に衝突したり、崖から転落した場合等)で、 ご契約のお車 の所有者、運転者等が死傷し、自賠責保険等で保険金が支払われない場合に次の保険金をお支払いします。 ① 死亡保険金:1名あたり1,500万円 ② 後遺障害保険金:1名あたりその程度に応じ、50万円~1,800万円 ③ 重度後遺障害保険金:重度の後遺障害を被り、かつ、介護が必要と認められる場合に、1名あたり200万円を重度後遺障害保険金としてお支払いします。 ④ 医療保険金:傷害を被り、医師の治療が必要となった場合の治療日数に対し、自損事故傷害特約に定める医療保険金をお支払いします。ただし1回の事故につき1名あたり100万円を限度とします。
無保険車両傷害特約(人身傷害補償保険がない場合に自動車セット)	□	保険を付けていない車や、保険を付けていてもその事故について保険金が支払われない車との事故などで死亡または後遺障害を被り、相手から十分な損害賠償が受けられない場合に保険金をお支払いします。なお、 保険金額は無制限 となります。ただし、相手自動車に対人賠償保険等が付いておりその支払いを受けられる場合がある場合は、その対人賠償保険等で支払われる金額を差し引いてお支払いします。
搭乗者傷害特約(ご希望によりセット、またお申し込みのタイプがあります。)	○	ご契約のお車に搭乗中の方、自動車事故で死傷された場合、次のいずれかのタイプに応じて定額で保険金をお支払いします。
医療一時金払(人身傷害がない場合のみセットできます。)	○	① 死亡保険金:1名あたり 保険金額 の全額 ② 後遺障害保険金:1名あたりその程度に応じ、 保険金額の4~100% を乗じた額 ③ 重度後遺障害保険金:重度の後遺障害を被り、かつ、介護が必要と認められる場合に、1名あたり後遺障害保険金の60%(600万円限度)を重度後遺障害保険金としてお支払いします。 ④ 医療保険金:傷害を被り、医師の治療が必要となった場合で、入院日数が4日以内であったときは1名あたり1万円、5日以上おときは10万円をお支払いします。ただし、入院日数が7日以上の場合において、腕や脚の骨折・切断、脳挫傷などの一部のケガについては、その症状に応じて1名あたり30万円・50万円・100万円のいずれかをお支払いします。
医療一時金のみ(人身傷害がある場合のみセットできます。)	○	医療保険金のみのお支払いとなり、死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金についてはお支払いの対象となりません。なお、医療保険金の内容については、医療一時金払の④「医療保険金」の内容と同じです。

補償項目	対象	保険金をお支払いする主な場合
車両保険(ご希望によりセット)	○	偶然な事故により、ご契約のお車が損害を被った場合に、保険金をお支払いします。なお、契約時に当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等にしたがいご契約のお車の市場販売価格相当額を「協定保険価額」として定め、事故により生じた損害をこれらのお車を上限として、次のいずれかの保険金をお支払いします。 ① ご契約のお車の損傷を修理できない場合 、または、修理費が 保険金額 (協定保険価額)以上となる場合は、 保険金額 をお支払いします。 ② ①以外の場合は、損害額から 自己負担額 (免責金額)を差し引いた金額をお支払いします。なお、 自己負担額 (免責金額)の詳細は後記「注意喚起情報のご説明」6. 自己負担額(免責金額)をご覧ください。

4. 主な特約とその補償内容

「おとなの自動車保険」にセットできる主な特約は次のとおりです。詳細については、「ご契約のしおり 普通保険約款・特約集」をご参照ください。

表中の○は必ずセット、□は条件により必ずセット、○はお客様のご希望によりセットできることを表します。

特約種類	対象	特約の内容
相手全損時修理差額費用特約	○	相手自動車の修理費が時価額を上回る対物事故で、相手方が時価額を超えた修理を行い、かつ、お客様がその差額(当社が事前に承認したもの)にすぎず、を負担する場合には、差額分の修理費にお客様の責任割合を乗じた額について50万円を限度にお支払いします。
人身車外補償特約	○	記名被保険者およびそのご家族がご契約のお車以外の他の自動車(※)に搭乗中、歩行中などに自動車事故等で死傷した場合に保険金をお支払いします。 ※「他の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または主に使用する自動車および二輪自動車・原動機付自転車などは含まれません。
人身家族おもしろ特約	○	人身傷害保険の補償対象となる事故によって、次のいずれかに該当した場合に所定の保険金をお支払いします。 ① 重度の後遺障害を被り、かつ、介護が必要と認められる場合に、介護支援保険金をお支払いします。 ② 死亡または重度の後遺障害を被った場合で、19歳未満の扶養されている方がいるときは、子育て支援保険金をお支払いします。
車両新価特約	○	ご契約の車両保険で補償対象となる事故により、ご契約のお車が全損(※)となった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合で、自動車を再取得されたときは、再取得費用(新車価格相当額を限度)をお支払いします。なお、自動車を修理されたときは、新車価格相当額を限度に修理費をお支払いします。 ※「全損」とはお車の損傷を修理できない場合、または、お車の修理費が車両保険の保険金額(協定保険額)を超える場合をいいます。 【ご注意】盗難による損害はこの特約の対象外(車両保険の 保険金額 (協定保険価額)をお支払い)となります。
車両全損修理特約	○	ご契約の車両保険で補償対象となる事故により、ご契約のお車の修理費が車両保険の 保険金額 (協定保険価額)以上となり、実際に修理された場合は、車両保険の 保険金額 (協定保険価額)に50万円を加えた額を限度として 保険金 (修理費)をお支払いします。
事故時代車費用特約	○	ご契約のお車が車両保険の補償対象となる事故により損害を被り、修理でお車を使用できない期間などにレンタカー等を借り入れた場合、支払限度日額(5,000円)を上限として事故の日(※)から30日を限度に以下の日間で借り入れ費用の実費(代車費用)をお支払いします。 ① お車の修理ができない場合:代替の自動車を新たに取得された日まで ② お車の修理ができる場合:修理完了後、手元に戻った日まで(修理に要する相当日数) ※ 盗難の場合は、盗難届を警察に提出された日とします。 【ご注意】ご契約のお車が自力走行可能である場合で、その損傷を修理されないときは代車費用をお支払いしません。
ロードアシスタンス特約	○	ご契約のお車が走行不能になったことにより 被保険者 が負担した次の費用に対し、以下の保険金をお支払いします。 ① 応急処置費用(保険金:お車が自力走行可能な状態に復旧させるために必要な応急処置(30分程度で対応が可能なもの)にすぎず)に要した費用に1回の走行不能につき15万円を限度(※)に実費をお支払いします。 ※ 応急処置費用+運搬費用と合計で15万円を限度となります。 ② 運搬費用(保険金:上記①の応急処置ができない場合に、走行不能となった場所からもよりの修理工場または被保険者の自宅のもよりの修理工場などにレッカー等で運搬するために要した費用を1回の走行不能につき15万円を限度(※)に実費をお支払いします。 ※ 応急処置費用+運搬費用と合計で15万円を限度となります。 ③ 宿泊費用(保険金:お車が走行不能となった場所のもよりのホテル等に宿泊させるを得ないときに要する1泊分の客室料(飲食代は除きます。))について、1名につき1万円を限度に実費をお支払いします。 ④ 移動費用(保険金:お車が走行不能となった場所から当面の目的地へ移動もしくは自宅へ帰宅するための交通費(ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスなど通常の交通費を超える場合は、その超過額は除きます。))について、1名につき2万円を限度に実費をお支払いします。 【ご注意】1. 部品代、消耗品代、チェーン脱着作業費用、バッテリーの充電費用などは補償の対象とはなりません。 2. 宿泊費用および移動費用は、お車が走行不能となく、かつ、レッカー等でお車が運搬されること(上記の運搬費用(保険金)の支払対象となること)が条件となります。応急処置費用+運搬費用とは条件が異なりますのでご注意ください。
車両無過失事故に関する特約(車両保険に自動車セット)	□	車両保険や車両積載物特約の保険金をお支払いした場合でも、 ご契約のお車 の運転者に責任がないなど、一定の条件を満たしているときには、当社と締結する次契約のノンフリート等級決定において、その事故をノーカウント事故として取り扱います。

特約種類	対象	特約の内容
弁護士費用特約	○	被保険者が日本国内で自動車に関わる人身被害事故や物損被害事故によって損害賠償請求を行う場合に、被保険者が以下の費用を負担することにより被った損害を弁済し、保険金をお支払いします。 ① 弁護士費用等:損害賠償に関する争訟、和解、調停等について、弁護士、司法書士、行政書士、裁判所等に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用等の費用(1事故1名につき300万円限度) ② 法律相談費用:弁護士、司法書士、行政書士への法律上の損害賠償請求に関する相談費用(1事故1名につき10万円限度)
ファミリーバイク特約(人身)	○	記名被保険者およびそのご家族が原動機付自転車(借用バイクを含みます。)を所有・使用・管理している間に生じた対人賠償事故、対物賠償事故および傷害事故について保険金をお支払いします。なお、 原動機付自転車 搭乗中の傷害の補償については次の2つのタイプがあり、いずれかのタイプをお選びいただけます。 ① (人身)タイプ:人身傷害保険と同様の補償をするタイプ ② (自損)タイプ:自損事故傷害特約と同様の補償をするタイプ 【ご注意】借用バイクで事故を起こされた場合、被保険者のご請求により、借用したバイクの保険契約等に優先して保険金をお支払いすることもできます。
ファミリーバイク特約(自損)	○	記名被保険者およびそのご家族が原動機付自転車(借用バイクを含みます。)を所有・使用・管理している間に生じた対人賠償事故、対物賠償事故および傷害事故について保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき 保険金額 (50万円)を限度とします。 【ご注意】盗難の場合は、ご契約のお車自体の盗難と同時に発生したときにかざり補償の対象となります。(車上あらしなどは対象外)
車両積載物特約	○	盗難や偶然な事故などによりご契約のお車に損害が生じ、その直接の結果としてお車の車室内やトランク内などに積載中の物産に損害が生じた場合に、隣座により算出した損害額をお支払いします。ただし、1回の事故につき 保険金額 (50万円)を限度とします。
個人賠償責任特約	○	記名被保険者およびそのご家族が自動車事故以外の日常生活の事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担する場合、保険金をお支払いします。
他車運転特約	○	記名被保険者およびそのご家族が借用自動車(※1)を運転中に起こした対人事故、対物事故、自損被害事故(※2)または車両事故(※3)についてご契約のお車の契約条件にしたがい保険金をお支払いします。(被保険者のご請求により、借用自動車(※1)の保険契約等に優先して保険金をお支払いすることもできます。) ※1「借用自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または主に使用する自動車および自家用8車種以外の自動車は含まれません。 ※2 自動車自損事故傷害特約がセットされている場合に保険金をお支払いします。 ※3 借用自動車の車両事故については、ご契約に車両保険がセットされている場合のみ、対物賠償保険金としてお支払いします。ただし、発生した事故がご契約のお車の車両賠償補償対象となる事故にすぎず。 【ご注意】別居の未婚の子が所有または主に使用する自動車を自ら運転している場合は、この特約の補償対象となしませんのでご注意ください。
契約自動車の入替自動補償特約	○	ご契約のお車を手放され、新たに自動車(自家用8車種)にすぎず)を取得された日にかかわらず、車両入替のお手続きをお忘れになった場合で、取得された日の翌日から30日以内に ご契約のお車 との入替のご通知をいただき、当社が受領したときは、その間の事故を償償します。
継続うっかり特約	○(※1)	お客様の事情により理由により継続手続きがなされない場合など、一定の条件を満たしている限りは、ご契約満期日の翌日から30日以内に継続のお手続きをいただくことにより、満期日と同一の内容(※2)で継続されたものとしてご契約いただきます。 ※1 この特約を適用して継続した契約には自動セットされません。そのため、2年連続してこの特約を適用することはできませんのでご注意ください。 ※2 車両保険の 保険金額 /ノンフリート等級など、一部で同一の内容とならないものもあります。

その他の補償などに関する特約

お車の補償に関する特約

その他の補償などに関する特約

5. 補償の重複について

記名被保険者またはそのご家族が複数の自動車を所有されている場合などにおいては、複数のご契約間で補償に重複が生じることがありますのでご注意ください。(当社以外の保険会社との間で、同種の補償内容を有するご契約を締結される場合も同様です。)特に、「人身車外補償特約」、「弁護士費用特約」、「個人賠償責任特約」、「ファミリーバイク特約(人身)」または「ファミリーバイク特約(自損)」については、複数のご契約のうちのいずれかにセットいただくことなど十分な補償が得られる場合もありますので、それぞれのご契約内容や**保険金額**を十分にご確認ください。

【ご注意】一方で、補償の重複をなくするため複数のご契約に同じ特約をセットしない場合は、例えばその特約をセットしたご契約を解約すると特約部分の補償がなくなってしまうのでご注意ください。(他の自動車のご契約にその特約を追加でセットすることで、同様の補償を継続することもできますので、ご確認ください。)

6. 引受条件など

1) 保険金額の設定について

保険金額の設定につきましては、補償の項目ごとに金額を決めるものと、すでに金額が定まっているものがあります。また、実際にご契約いただくお客様の**保険金額**につきましては、**申込画面**等にてご確認ください。

(2) 記名被保険者の選定について

記名被保険者は、対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険などの被保険者の範囲を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方のお名前を**申込画面**等の「記名被保険者」欄に設定してください。



(3) 車両所有者について

車両所有者は車両保険金を受け取る方になります。車検証等の所有者欄をご確認の上、**ご契約のお車の所有権を有する方のお名前を申込画面等**に設定してください。また、**所有権留保条項付売買契約**やリース契約の場合は、あわせて**買主や借主のお名前**を設定してください。

(4) 使用目的について

「おとなの自動車保険」は、**ご契約のお車の使用状況**にあわせ、使用目的を設定していただきます。使用目的は、次の3つの区分に分かれており、区分ごとに保険料が異なります。

区分(使用目的)	使用目的を選択する場合の基準
①業務使用	ご契約のお車を年間を通じて(※1)月15日以上業務(仕事)に使用する場合
②通勤・通学使用	「①業務使用」に該当せず、ご契約のお車を年間を通じて(※1)月15日以上、自らの通勤・通学(※2)に使用する場合
③日常・レジャー使用	「①業務使用」および「②通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合

※1「年間を通じて」とは、保険始期日時点(保険期間)の途中で使用目的が変更になった場合はその時点以降1年間をいいます。
※2「通勤・通学」には、通勤・通学先およびこれらへの経由地(自宅のより駅等)への送迎は含まれません。
【ご注意】ご契約のお車の使用目的の実態が、ご契約時に設定していただいた使用目的と異なる場合は、当社はご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(5) 年間予定走行距離区分について

「おとなの自動車保険」は、**ご契約のお車の年間予定走行距離**に応じて、年間予定走行距離区分を設定していただきます。(ご契約のお車の使用目的が「業務使用」の場合を除きます。)年間予定走行距離区分は、次の4つに分かれており、区分ごとに保険料が異なります。

- ① 5,000km以下
- ② 5,000km超 10,000km以下
- ③ 10,000km超 15,000km以下
- ④ 15,000km超

【ご注意】ご契約のお車の年間走行距離の実態が、ご契約時に設定していただいた年間予定走行距離区分と異なる場合は、当社はご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(6) 主な使用地について

「おとなの自動車保険」は、**ご契約のお車を主に使用する都道府県**を設定していただきます。設定していただいた都道府県から以下の地域ごとに区分し保険料を算出します。(区分ごとに保険料が異なります。)

区分(地域)	主な使用地(都道府県)
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関東・甲信越	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県
北陸・東海	富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
近畿・中国	大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県
四国	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
九州・沖縄	福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【ご注意】ご契約のお車の主な使用地の実態が、ご契約時に設定していただいた主な使用地と異なる場合は、当社はご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(7) 記名被保険者の年齢について

「おとなの自動車保険」は、**記名被保険者の保険始期日時点での年齢**(原則として1歳刻み)に応じて保険料が異なります。**記名被保険者の生年月日**を正しく設定してください。

【ご注意】記名被保険者の生年月日が正しく設定されていないなど実態と異なる場合は、当社はご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(8) 記名被保険者の運転免許証の色について

「おとなの自動車保険」は、**記名被保険者が保険始期日時点で保有している運転免許証の色がゴールドで、かつ、記名被保険者の年齢が2歳以上のご契約にはゴールド免許割引を適用します。必ず運転免許証の現物をご確認いただき、運転免許証の色を正しく設定してください。**(ゴールド免許割引が適用される場合、運転免許証の有効期限も設定いただけます。)

また、運転免許証の更新手続きが可能な期間中に保険始期日がある場合で、次のいずれかに該当するときは、運転免許証の色がブルーであってもゴールド免許とみなします。

- ①運転免許証を更新すれば、保険始期日にゴールド免許を所持できるが、保険始期日時点で運転免許証を更新していないとき
- ②運転免許証を更新しなければ、保険始期日にゴールド免許を所持できるが、保険始期日時点で運転免許証を更新していたとき

(9) 補償される運転者の範囲について

「おとなの自動車保険」は、**ご契約のお車の使用目的**が「日常・レジャー使用」、「通勤・通学使用」の場合、補償の対象となる運転者の範囲を次の3パターンからお選びいただけます。なお、**ご契約のお車の使用目的が「業務使用」**の場合は、年齢を問わず補償となるため、次の3パターンのいずれも選択できません。

表中の○は補償の対象となる運転者、×は補償の対象とならない運転者を表します。

運転者の範囲に関する特約	運転者	本人・配偶者(※1)	同居のお子様(※2)	左記以外の方(※3)
運転者「本人・配偶者」限定特約		○ (年齢を問わず補償)	×	×
運転者子供対象外特約		○ (年齢を問わず補償)	×	○ (年齢を問わず補償)
運転者子供補償特約(※4)		○ (年齢を問わず補償)	○(※5) (最も若い年齢以上の方を補償)	○ (年齢を問わず補償)

※1「本人・配偶者」とは、**記名被保険者**またはその**配偶者**のことをいいます。また、「本人・配偶者」のほか「同居の未婚のお子様」がいる場合は、その方も年齢・関係なく補償されます。
※2「同居のお子様」には、本人・配偶者のいずれかと同居しているお子様をいい、未婚・既婚問いません。また「同居のお子様」の**配偶者**(「本人・配偶者」のいずれかと同居している場合にかぎります。)も含みます。
※3「左記以外の方」とは、本人・配偶者、同居のお子様以外の方(別居の既婚のお子様、友人・知人等)をいいます。
※4「同居のお子様」またはその配偶者が**ご契約のお車を所有**または**主に使用する**場合は、この特約をセツトすることはできません。
※5同居のお子様を運転する場合は、同居のお子様のうち最も若い方の年齢(生年月日)をご申告ください。ご申告いただいた年齢未満の方が運転中の事故については保険金をお支払いできません。また、お子様の年齢は保険始期日時点での年齢となりますので、ご注意ください。
【ご注意】同居のお子様の年齢が**記名被保険者の年齢を上回る**場合は、ご加入いただくことはできませんのでご注意ください。

(10) 車両保険の種類について

車両保険には、下表の3つのタイプがあります。ご契約のタイプにより補償内容が異なりますので、内容をご確認のうえご加入ください。

表中の○は補償の対象、×は補償の対象にならないことを表します。

事故の内容	自動車同士の衝突・接触	火災・爆発・台風	落書きしたすずら	盗難(※1)	洪水・高潮、車庫での水災(※2)	自動車以外の物との衝突・接触	当て逃げ
一般車両	○	○	○	○	○	○	○
車対車+A(※3)	○(※5)	○	○	○	○	×	×
車対車(※4)	○(※5)	×	×	×	×	×	×

「一般車両」はオールリスクタイプ、「車対車+A」は当て逃げや車以外の物との衝突・接触といった事故を補償対象外とするタイプ、「車対車」は車同士の衝突・接触のみ補償するタイプの車両保険です。

※1 契約自動車の盗難事故対象外特約をセツトしている場合、盗難による損害は保険金をお支払いできません。
※2 車両「洪水・高潮・水没等」対象外特約をセツトしている場合、自宅車庫での自然災害による浸水、水没等が発生したお車の損害に対しては保険金をお支払いできません。
※3 車対車事故および限定危険補償特約がセツトされます。
※4 車対車衝突危険限定特約がセツトされます。
※5「相手自動車」と「その運転者または所有者」が確認された場合にかぎり保険金をお支払いします。(当て逃げは対象外)

7. 保険期間

保険期間は1年間です。実際にご契約いただくお客様の**保険期間**につきましては、**申込画面等**にてご確認ください。

8. 保険料

保険料は、**ご契約のお車の用途・車種**、使用目的、年間予定走行距離区分、主な使用地、**記名被保険者の年齢**および**運転免許証の色**、**保険金額**や**適用されるノンフリート等級**、前契約の事故件数等によって決定されます。実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、**申込画面等**にてご確認ください。

9. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は次のいずれかの方法があります。なお、クレジットカード払(一括払)または払込票払(一括払)を選択された場合は、保険期間中に契約内容の変更が生じた際の追加保険料も一括払となりますのでご注意ください。

	払込方法	保険料のお支払い期限
クレジットカード払(一括払)	クレジットカード(※1)によって年間保険料を一括して払い込む方法です。	ご契約手続きと同時に支払いいただきます。(※2)
クレジットカード払(分割払)	年間保険料を12回に分割し、クレジットカード(※1)によって毎月払い込む方法です。	第1回分割保険料はご契約の始期日の属する月の翌月末日(※3)、第2回目以後はそれ以降毎月の末日(※3)となります。
払込票払(一括払)	当社所定の払込票(※4)によって、コンビニエンス・ストア(※5)、ゆうちょ銀行、郵便局で払い込む方法です。(※6)	ご契約の始期日の属する月の翌月末日となります。お支払い期限までに恐れずにお支払いください。

※1 契約者ご本人、契約者の配偶者または契約者もしくはその配偶者の親族の方がお持ち(名義)のクレジットカードにかぎり、ご利用できます。
※2 ご契約手続き時に当社がクレジットカード会社へクレジットカードの有効性、利用限度額内であることなどの確認や承認を得る手続きを行い、その承認をもって保険料が払い込まれたものとみなします。
※3 ご契約手続き時に登録していただいたクレジットカード情報を利用し、所定の期日に当社がクレジットカードの有効性の他、利用限度額内であることなどの確認や承認を得る手続きを行い、その承認をもって保険料が払い込まれたものとみなします。
※4 払込票は、保険証券等とは別にお届けしますので、保険証券等の到着と前後する場合があります。
※5 一部のコンビニエンス・ストアでは払込票がご利用いただけません場合があります。
※6 一部のケースでコンビニエンス・ストア専用の払込票となる場合があります。

【ご注意】分割払の保険料は、一括払の保険料に所定の割増率を乗じた額を12分割して計算するため、払込保険料の総額は一括払の場合に比べ割高となります。また、分割払では、上記計算時の端数処理によって、一部割引一括払の割引額と差異が生じます。

10. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

11. 解約返れい金

ご契約を解約される場合は、原則として契約者ご本人から当社にご連絡ください。詳しくは後記「注意喚起情報のご説明」9.解約について をご覧ください。

◀保険会社等の相談・苦情・連絡窓口▶ 後記「注意喚起情報のご説明」13. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 をご覧ください。
--

注意喚起情報のご説明 ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項など、特にご注意ください。重要な事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。
--

1. クーリングオフ

ご契約の申し込み後であっても、次のおとりご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

- ・クーリングオフは、保険証券(証券不要割引が適用されている場合は、「おとなの自動車保険ご契約手続き完了のご案内」はがき)を受領された日から8日以内であれば行うことができます。
- ・クーリングオフの手続きは、上記期間内(8日以内の消印有効)に、当社の下記宛先に必ず郵便にてご連絡ください。

お電話・FAX・Eメール等では承ることができませんのでご了承ください。

【ご注意】すでに保険金をお支払いする事故が発生しているにも関わらず、それを知らずにクーリングオフをお申し出いただいた場合は、クーリングオフのお申し出がなかったものとして取扱います。

<宛先> 〒170-6068 東京都豊島区サンシャイン60内郵便局 私書箱 112号 セゾン自動車火災保険株式会社 クーリングオフ担当行	<記載事項> <ul style="list-style-type: none">●クーリングオフする旨の記載●契約者の氏名(押印)、住所、連絡先電話番号●契約申込日●契約の保険種類●証券番号、または保険料領収証番号
--	---

クーリングオフされた場合は、すでにお支払いいただいた保険料は、お返しいたします。また、当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

ただし、ご契約を解除される場合は、保険始期日から解除日までの期間に相当する保険料を、お支払いいただく場合があります。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約締結時における注意事項(告知義務)

ご契約者、**記名被保険者**および車両保険の**被保険者**には、ご契約時に危険(損害または傷害の発生の可能性)に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)に対して、事実を正確に申し出ていただく義務があります。お申し込み内容が事実と異なる場合には、当社はご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

告知事項には次のものが該当します。インターネットの保険料は画面上に**【告知事項】**と表示され、申込書は★印が表示されていますので、告知事項について誤りがなければどうか十分ご確認ください。

項目	告知事項
記名被保険者について	●氏名 ●生年月日 ●個人・法人区分 ●運転免許証の色
ご契約のお車について	●車名 ●型式 ●車台番号 ●登録番号(ナンバー) ●初度登録(検査)年月 ●用途・車種 ●総付保台数(ご契約者が自ら所有し、使用されるお車の契約台数) ●主な使用地(都道府県) ●使用目的(業務使用、通勤・通学使用、日常・レジャー使用) ●年間予定走行距離区分(5,000km以下、5,000km超 10,000km以下、10,000km超 15,000km以下、15,000km超)
前契約(※1)について この契約の直前の契約(現在の契約)をいいます。	●会社名 ●証券番号 ●ノンフリート等級 ●事故件数
追加告知事項について	●過去1年間における保険会社からの解除の有無 ●ご契約のお車を同一とする他の現存契約(※2)の有無 ●他の現存契約(※2)がある場合は、その会社名

※1前契約および他の現存契約とは、他の保険会社の自動車保険契約、JA共済、全労済、日本再共済連、教職員共済、全自共、中小企業共済の自動車共済契約を含みます。

【ご注意】1. インターネットの契約画面では、「前契約」のことを「現在ご契約されている自動車保険について」と表現しております。

2. ご契約のお車の車種が特種用途自動車の「キャンピング車」である場合ご契約時点で特種用途に係る装備(例：就職設備あるいは水道・炊事設備)等)が取り外されている場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) ご契約締結後における注意事項 (通知義務など)

①通知義務について



ご契約締結後に次のような変更が生じた場合は、当社にご連絡いただく必要(通知義務)があります。ご連絡いただけない場合や契約内容変更のお手続き(変更手続き書類のご提出および追加保険料が発生する場合は、そのお支払いなど)をいただけないときは、当社にご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①ご契約のお車の用途・車種の変更 ②ご契約のお車の登録番号(軽自動車の場合は車両番号)の変更 ③ご契約のお車の主な使用地(都道府県)の変更 ④ご契約のお車の使用目的(業務使用、通勤・通学使用、日常・レジャー使用)の変更 ⑤ご契約のお車の年間予定走行距離区分(5,000km以下、5,000km超 10,000km以下、10,000km超 15,000km以下または15,000km超)の変更 ⑥保険期間開始前事故による前契約 ^(※) の事故件数の変更 ⑦前契約 ^(※) が解除になった場合など、本年度の適用等級に変更を生じさせる事実が発生した場合
上記の①から⑥の項目はインターネットの画面上に「 通知事項 」と表示され、申込書は☆印が表示されていますので、変更があった場合は十分ご確認ください。

※前契約には、他の保険会社の自動車保険契約、JA共済、全労済、日本再共済連、教職員共済、全自共、中小企業共済の自動車共済契約を含みます。

【ご注意】1. ご契約内容の変更により追加保険料が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2. ご変更内容の変更により返還保険料が発生する場合であっても、ご契約の保険料またはご契約内容の変更に伴う追加保険料の領収が確認できないときは、これらの保険料を領収した後に返還保険料をお支払いいたしますので、あらかじめご了承ください。

●上記のほか、ご契約締結後に次の事項について、変更が生じる場合も当社にお知らせください。

項目	変更内容
ご契約者について	●お引越しなどにより、ご契約者の住所が変更となる場合
ご契約のお車について	●改造や高価な付属品の装着などによりご契約のお車の価額が著しく増加 ^(※1) または著しく減少 ^(※2) となる場合(車両保険をご契約のお客様)

※1 変更手続きを行うまでの間に生じた事故による損害に対しては、増加した分の価額に対する保険金をお支払いできません。
※2 変更手続きを行うまでに事故が生じて、ご契約のお車の価額(時価額)を超える損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【ご注意】ご契約の引受範囲の変更日は、お申し出日以降になります。

②保険契約の引受範囲から外れる場合

上記①に関わらず、契約締結後にご契約のお車の用途・車種(通知事項)が自家用8車種以外となった場合は、この保険契約の引受範囲から外れるため、ご契約の解約手続きが必要となります。引受範囲から外れた場合、その変更が生じた時以降に発生した事故については保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただきます。

(3) 保険期間の途中で、ご契約内容の変更などを行う場合

保険期間の途中で、次のような変更が生じる場合は、あらかじめ当社までご連絡ください。ご契約内容の変更手続き(変更手続き書類のご提出および追加保険料が発生する場合は、そのお支払いなど)前に発生した事故については、保険金のお支払いができないことや変更前のご契約の条件が適用される場合がありますので、ご注意ください。

変更内容	ご注意
●ご契約のお車と同一の用途・車種 ^(※) の自動車を新たに取得しご契約のお車の入替をする場合や、ご契約のお車 ^(※) の乗車・譲渡・返還に伴い既に所有するお車と入替をする場合 ※自家用8車種の場合は入替をすることができます。	車両入替のお手続きをされるまでの間に新たに取得されたお車、または既に所有するお車に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできません。(新たに取得されたお車については契約自動車の入替自動補償特約が適用される場合を除きます。)
●ご契約のお車の譲渡に伴い、このご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡される場合	保険期間の途中で、ご契約のお車を譲渡された場合でも、このご契約の権利および義務は譲受人には移りません。所定の手続きをされるまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできません。
●記名被保険者を変更する場合 ●保険金額の増額や特約をセットされるなど、ご契約内容の変更をする場合	変更の手続きをされるまでの間に、生じた事故による損害または傷害に対しては、ご契約の変更がなかったものとして変更前の条件で保険金をお支払いすることになりますので、ご注意ください。
●補償の対象となる運転者の範囲を変更する場合	運転者の範囲に該当しない方が、ご契約のお車を運転中に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできません。 運転者の範囲に該当しない方が運転される場合には、必要に応じて契約条件の変更をお願いします。

【ご注意】1. ご契約内容の変更日は、お申し出日以降になります。
2. ご契約内容の変更により追加保険料が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
3. ご変更内容の変更により返還保険料が発生する場合であっても、ご契約の保険料またはご契約内容の変更に伴う追加保険料の領収が確認できないときは、これらの保険料を領収した後に返還保険料をお支払いいたしますので、あらかじめご了承ください。

(4) 補償される運転者の範囲の変更に関する取扱い

「おとなの自動車保険」には、運転者の範囲に該当しない方がご契約のお車を運転中に発生した事故を一定の範囲で補償する救済制度があります。なお、同居のお子様^(※)が保険期間中に新たに運転免許証を取得したことや契約締結時点で補償対象であったお子様が保険期間の途中で同居したことなど、運転者「本人、配偶者」限定特約、運転者子供対象外特約、運転者子供補償特約に定める条件を満たす場合にかぎり、また、その場合、速やかに運転者の範囲の変更手続き(変更に伴う追加保険料のお支払い手続きを

含みます。)を行う必要がありますので、ご注意ください。

【ご注意】救済制度は、一部を除き対人賠償保険・対物賠償保険のみの補償となります。

3. 前契約のノンフリート等級、事故件数について

前契約のノンフリート等級や事故件数に誤りがあった場合、ご契約締結後や証券発行後に前契約に事故が発生した場合または前契約が保険料の不払いなどで解除された場合には、次契約のご契約手続きをいただいた場合であってもノンフリート等級が変更となります。
ご契約締結後、損害保険会社等間で、前契約の適用等級・事故件数等について確認をしますが、その際に適用するべきノンフリート等級に誤りがあった場合には、保険始期日にさかのぼってご契約の訂正手続きが必要となります。
なお、お手続きに応じていただけない場合や追加保険料のお支払いをいただけない場合は、当社にご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

4. 主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)

次に掲げる損害または傷害に対しては、保険金をお支払いいたしません。詳細は「ご契約のしおり 普通保険約款・特約集」の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

補償項目	主な免責事由
共通	●戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火・津波による損害または傷害、核燃料物質等によって生じた損害または傷害 ●ご契約のお車を競技、曲技(競技、曲技のための練習を含みます。)、試験のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害または傷害 ●ご契約のお車に危険物を業務として積載すること、または危険物を業務として積載した車をけん引することによって生じた損害または傷害 など
相手への賠償	●台風・洪水・高潮により生じた損害 ●被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害 ●ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ●<対人賠償保険の場合> 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子 ・被保険者の父母、配偶者または子 ・被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。))に従事中の使用人 ・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合にかぎり、 ※ご契約のお車の所有者が個人の場合は、補償される場合があります。 ●<対物賠償保険の場合> ◇次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害 ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子 ・被保険者またはその父母、配偶者もしくは子 ◇航空機の滅失、破損または汚損 など
ご自身や搭乗者の方などの賠償	●被保険者の故意などによってその本人に生じた損害 ●異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中に生じた損害 ●被保険者が正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により、その本人に生じた損害 ●被保険者の競争行為、自殺行為、または犯罪行為によって、その本人に生じた損害 ●保険金を受け取るべき方の故意などによって生じた損害(その方の受け取るべき金額部分) ●医学的他覚所見のない後遺障害または傷害 ●人身傷害保険に人身車外補償特約がセットした場合> ・被保険者が二輪自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた損害 ・被保険者が、記名被保険者・その配偶者・これらの方の同居の親族が所有または主として使用すること契約のお車以外の自動車(以下「他の自動車」といいます。))に搭乗中に生じた損害 ・被保険者が、被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する他の自動車に搭乗中に生じた損害 など
お車の補償	●ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意によって生じた損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●故障損害 ●間または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ●ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、さび、その他自然消耗によって生じた損害 ●タイヤおよびご契約のお車に定着されていない付属品の单独損害(タイヤ盗難は補償の対象となります。) ●法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 ●契約自動車の盗難事故対象外特約をセットしている場合の盗難による損害 など

5. 保険責任の開始と終了

保険責任は、保険期間の初日の午後4時(申込画面等)にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に始まり、満了する日の午後4時に終わります。

6. 自己負担額(免責金額)

車両保険には、自己負担額(免責金額)があります。自己負担額(免責金額)は、定額とする場合(定額方式)と、増額になる場合(2回目以降の事故に適用される自己負担額(免責金額)が1回目の事故のものより高い金額になる方式)(増額方式)とがあり、下表より選択できます。実際にご契約いただくお客様の自己負担額(免責金額)につきましては、申込画面等にてご確認ください。

自己負担額(免責金額)		
定額方式 (事故回数に関わらず)	増額方式	
0円(なし)	第1回目の事故	第2回目以降の事故
5万円	0円(なし)	10万円
10万円		

【ご注意】1. 事故の回数とは、当社が保険金をお支払いする車両事故が発生時順に数えたものをいいます。
2. 保険期間中に車両保険の保険金をお支払いする事故が発生した場合、自己負担額を定額方式から増額方式、または増額方式から定額方式に変更することはできません。

7. ご契約の中断制度

保険期間の途中でご契約のお車を使用されなくなった等の理由により、ご契約を一旦中断し、中断後の新たなご契約において、中断前に適用されていたノンフリート等級や事故件数などに応じた所定のノンフリート等級でご契約できる「中断制度」があります。
なお、ご契約の中断日(ご契約の解約日または満期日)の翌日から、13ヶ月を超えても中断のご連絡がない場合には、原則としてこの制度をご利用できませんのでご注意ください。

8. 保険料のお支払い

保険料は、お支払い方法および払込期日を申込画面等でご確認いただき、クレジットカード払(一括払)、クレジットカード払(分割払)または払込票払(一括払)にてお支払いください。

【ご注意】1. 払込猶予期間(保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日の属する月の翌々月末までの期間をいいます。以下同様とします。))中に所定の保険料(分割払の場合は分割保険料)の領収が確認できないときは、保険金をお支払いできません。また、払込猶予期間中に保険料の領収が確認できない場合は、保険契約を解除させていただきますことがあります。
2. 契約保険料(分割払の場合は、第1回分割保険料をいいます。以下同様とします。))または契約内容の変更に伴う追加保険料(分割払の場合は、第1回追加保険料をいいます。以下同様とします。))の領収時に事故が発生し、その事故に対する保険金を請求するときは、保険料の払込猶予期間中であつたとしても契約保険料または契約内容の変更に伴う追加保険料をお支払いいただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

9. 解約について

ご契約後、保険契約を解約される場合には、原則として契約者ご本人から当社にご連絡ください。解約の際には、月割計算により既に経過した保険期間に対する保険料と既にお支払いいただいた保険料との差額をお返しさせていただくかまたは請求させていただきます。なお、既にご契約のお車を廃車された場合などであっても、解約日はお申し出日以降となりますので、あらかじめご了承ください。

【ご注意】解約時に未払保険料がある場合、その保険料をお支払いいただけないときは、当社は解約日または解約日より前の日にさかのぼってご契約を解除することがあります。当社が契約を解除した場合、次のご契約に7等級以上の等級を引き継ぐことができませんのでご注意ください。

10. 事故が起こった場合のお手続き

(1) 事故が起こった場合のご連絡等

事故が起こった場合は、あわてず落ち着いて次の措置を行った上で、速やかに「事故・ロードアシスタンス受付デスク」にご連絡ください。また、「事故・ロードアシスタンス受付デスク」へご連絡いただく際は、事故の日時、場所、事故の状況、相手の住所、氏名、連絡先、相手のお車の登録番号などをご通知ください。

●ケガ人の救護 ●二次災害の防止(事故車両の移動など) ●警察への届出 ●相手の住所、氏名、連絡先、相手のお車の登録番号などの確認 ●目撃者の住所、氏名、連絡先への確認

【ご注意】人身事故の場合には、人身事故発生を旨を正しく警察に届け出てください。

(2) 次の場合は必ず事前に当社にご連絡ください。

●事故にあったお車を修理される場合 ●被害者と示談される場合 ●損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合 ●事故時代車費用特約で、ご契約のお車が故障により損害を被り、レンタカー等の代車を借り受ける場合 ●ロードアシスタンス特約で、ご契約のお車が走行不能となり、ロードアシスタンスを利用する場合

【ご注意】ご連絡がなかった場合、当社が承認する前に修理に着手された場合や被害者と示談をされた場合などは、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

(3) 保険金の請求手続きについて

保険金のご請求にあたっては、「ご契約のしおり 普通保険約款・特約集」に定める書類のほか、次の書類などのうち、当社が求めるものをご提出いただきます。

必要となる書類	必要書類の例
(1) 保険金請求書および被保険者または保険の対象であることが確認できる書類	保険金請求書、戸籍簿本、印鑑証明書、委任状、住民票、登録事項等証明書
(2) 事故日時・事故原因および事故状況などが確認できる書類	事故発生状況報告書、交通事故証明書 など
(3) 保険の対象の範囲、ご契約者または被保険者が被った損害の価額や額および当社が支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類	見積書、写真、領収書、他の保険契約者の保険金支払い内容を記載した支払内訳書 など
(4) 傷害等の程度を証明する書類	レントゲン写真、MRI画像 など
(5) (3)の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	個人情報取扱いに関する同意書、医療機関用同意書 など
(6) ご契約者または被保険者が負担した費用が確認できる書類	各種費用特約の費用負担を立証する書類 など

●上記の書類をご提出いただくなど、「ご契約のしおり 普通保険約款・特約集」に定める請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することができます。

【ご注意】保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(4) 保険金の代理人請求

被保険者に保険金を請求できない事情(意思判断能力を著しく失った場合等)があり、かつ保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者または親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。

11. 損害保険契約者保護機構による保険契約者保護について (保険金・返れい金等の支払いに関する留意事項のご説明)

引受保険会社が経営破たんした場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破たんした場合には、保険金・返れい金等の8割(ただし、破たん時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。

12. 個人情報取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、他の保険の募集、金融商品または各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記(1)から(4)まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または行を行います。

- (1)当社が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- (2)当社が、保険制度の健全な運営のために、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- (3)当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む。)があること。
- (4)当社が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、当該企業がその取扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的の範囲で、利用を行います。

当社の個人情報保護宣言、当社のグループ企業や提携先企業等については、当社のホームページ(<http://www.ins-saison.co.jp>)をご覧ください。

お問い合わせ窓口	セゾン自動車火災保険株式会社 お客様相談室 通話料 無料 0120-281-389 (受付時間: 9:00~17:30、ただし年末年始を除きます。)
----------	--

13. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

- 初めてのご契約に関するお手続き・お問い合わせは、お客様サポートセンターへご連絡ください。

お客様サポートセンター	通話料 無料 0120-163-028 (受付時間: 9:00~17:30、ただし年末年始を除きます。)
-------------	---

- ご契約のご継続・ご変更に関するお手続き・お問い合わせは、ご継続・異動受付センターへご連絡ください。

ご継続・異動受付センター	通話料 無料 0120-153-028 (受付時間: 9:00~17:30、ただし年末年始を除きます。)
--------------	---

- 保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

お客様相談室	通話料 無料 0120-281-389 (受付時間: 9:00~17:30、ただし年末年始を除きます。)
--------	---

- 事故が起こった場合またはロードアシスタンスをご利用の場合には、事故・ロードアシスタンス受付デスクへご連絡ください。

事故・ロードアシスタンス受付デスク	通話料 無料 0120-002-446 24時間・365日受付
-------------------	--

【ご注意】 事故受付やロードアシスタンスご利用以外のお問い合わせにつきましては、それぞれの連絡先をご案内させていただきますので、あらかじめご了承ください。

- 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター	電話番号 0570-022-808 (ナビダイヤル) (受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時) 詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.jp/)
---------------------------	--

その他の重要事項のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「その他の重要事項のご説明」に記載しています。

1. ノンフリート等級別料率制度

ご契約者が所有・使用するお車のご契約台数が9台以下(他の保険会社でのご契約台数を含みます。)の場合は、ご契約のお車1台ごとに1~20等級の区分により保険料が割増・割引されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

- (1)新たにご契約いただく場合の等級について

- 初めてご契約される場合: 6等級(S)となります。
- 複数所有新規: 個人所有の**自家用8車種**のお車を11等級以上で契約されている方が、2台目以降のお車(自家用8車種)にかけります。)を新たにご契約される場合には、7等級(S)となります。

- (2)継続してご契約いただく場合の等級について

保険期間の初日から1年間無事故の場合、翌年のご契約は1等級上がり、事故を起こされた場合、翌年のご契約は事故件数1件につき3等級下がります。なお、事故の原因などによっては、取扱いが異なることがあります。これらの詳細につきましては、下記「(3)前契約の事故件数について」をご覧ください。また、他の保険会社(JA共済、全労済、日本再共済連、教職員共済、全自共、中小企業共済を含みます。)で適用されていた等級は、当社に切り替えられても継承します。

- (3)前契約の事故件数について

- ①ノーカウント事故
下記
の補償に関する保険金またはこれらの組み合わせの保険金をお支払いする事故をいいます。
(他の事故がない場合は、現在ご契約の等級から1等級進行します。)

●人身傷害補償保険 ●事故時代車費用特約 ●ロードアシスタンス特約 ●搭乗者傷害特約(医療一時金払)および搭乗者傷害特約(医療一時金のみ) ●無保険車傷害特約 ●ファミリーバイク特約(人身)・ファミリーバイク特約(自損) ●弁護士費用特約 ●個人賠償責任特約 ●人身車外補償特約 ●人身家族のおもいやり特約

【ご注意】 車両無過失事故に関する特約により無事故として取扱う事故はノーカウント事故として取扱います。

- ②等級すえおき事故

下記(イ)および(ロ)をとともにみたら事故を起こした場合、上記①の「ノーカウント事故とは異なり、**ノンフリート等級**は前契約と同一の等級となります。

- (イ)下記の事故またはその組み合わせの事故

●車両保険事故 ●車両積載物運送特約事故

- (ロ)事故発生の原因が下記のいずれかに該当する事故

●火災または爆発(他物一飛来中または落下中の物を除く一との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除く。) ●盗難 ●睡しうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●台風またはたつ巻 ●洪水もしくは高潮またはその他自然災害による水没もしくは浸水 ●落着、いたづら等のご契約のお車に対する直接の人的行為(被保険者による行為を除く、ご契約のお車の運行によらないこと、およびご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含む。))との衝突または接触によらないことが明らかであるものに限る。) ●飛来中または落下中の他物との衝突 ●上記のほか、偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落を除く。)
--

【ご注意】 ①の「ノーカウント事故」と②の「等級すえおき事故」の組み合わせの事故も「等級すえおき事故」となります。

- (4)ノンフリート7~20等級が継承できなくなる場合について

次のいずれかに該当する場合などは、原則として7~20等級の継承ができなくなりますので、ご注意ください。

●記名被保険者を「配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族」以外の方へ変更される場合 ●ご契約のお車を、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族の子が所有するお車など車両入替ができない条件のお車に変更される場合 ●前契約の満期日(または解約日)の翌日から起算して7日以内に継続されない場合(※) ●前契約が保険料の不払いなどにより解除された場合 など

※満期日の翌日から180日以内にご契約のお申し出をいただいた場合は、一定の条件を満たしているときにかぎり、満期時にご継続されたときと同様に等級を定めることができます。
なお、新たなご契約(新契約)の初日はお申し出日以降となりますので、お申し出日までに生じた事故は補償されません。(ただし、継続うっかり特約を適用した場合は、その継続契約で補償対象となる事故にかぎり補償することがあります。)

2. その他ご注意くださいこと

- (1)型式別料率クラス制度

自家用乗用車(普通・小型)の保険料は、お車の「型式」ごとの事故発生状況などに基づき損害保険料率算出機構が金融庁に届出を行い決定された料率クラス(1~9)別に算出しています。料率クラスは年1回見直しが行われるため、ご契約のお車の料率クラスが変更される場合には、**保険期間中に事故がなかった場合でも、ご継続の契約の保険料が高くなる(または安くなる)**ことがあります。

- (2)示談交渉サービスについて

自動車の対人・対物賠償事故や日常生活の賠償事故(個人賠償責任特約をセットされたお客様が対象)の場合、当社は**被保険者と相手方との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成**についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。
また、**被保険者が相手方から損害賠償の請求を受けたときは、被保険者のお申し出があり、かつ、相手方の同意が得られれば、当社は示談交渉をお引き受けします。**
ただし、**被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合、被保険者に過失(責任)がない場合など、示談交渉が出来ないことがありますので、あらかじめご了承ください。**

- (3)ご契約条件について

事故の発生状況等によっては、契約のご継続をお断りさせていただくことや、契約条件についてご契約者のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. お申し込みの方法

「おとなの自動車保険」は、以下のいずれかの方法によりお申し込みいただくことが可能です。お申し込みの方法別にご注意いただきたい点を記載していますので必ずご確認ください。

- (1)インターネットでお申し込みいただく場合

お申し込みが完了し、保険料のお支払い手続き(クレジットカード認証等)が完了すると、ご契約が成立し、ご登録のメールアドレスに契約成立確認のメールが送付されます。

- (2)お電話でお申し込みいただく場合

申込書に所要の事項を記載いただき所定の期間内に返送いただく場合があります。なお、申込書のご返送がない場合、ご契約を解除することがありますので、ご了承ください。

4. 用語のご説明

この重要事項等説明書において使用している用語についてご説明しています。

用語	用語のご説明
解除	ご契約者または当社からの意思表示によって、保険期間の途中でご契約を終了させることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による場合は「解約」ともいいます。
危険物	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法で定める「原動機付自転車」をいい、原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪車や原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.6キロワット以下の三輪以上の車両をいいます。
ご家族	記名被保険者・配偶者、これらの同居の親族、別居の未婚の子をいいます。
ご契約のお車	ご契約いただいた保険で補償の対象となるお車をいいます。普通保険約款や特約においては、「契約自動車」が正式名称です。
自家用8車種	用途・車種が、①自家用普通乗用車、②自家用小型乗用車、③自家用軽四輪乗用車、④自家用小型貨物車、⑤自家用軽四輪貨物車、⑥自家用普通貨物車(最大積載量0.5ト以下)、⑦自家用普通貨物車(最大積載量0.5ト超2ト以下)、⑧特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
自己負担額(免責金額)	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、補償を受けられる方に自己負担いただく額をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店などが顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者などが販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
ノンフリート(契約)(等級)(等級別料率制度)	ご契約者が所有・使用するお車のご契約台数が、他の保険会社でのご契約台数も含めて9台以下の場合をノンフリート契約とします。そのノンフリート契約者に適用する無事故割引(割増)を1から20等級で表した制度をノンフリート等級別料率制度とい、ご契約期間中の事故の有無、形態により、次年度のノンフリート等級が決定されます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、内縁(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方)を含みます。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。なお、補償内容によって補償を受けられる方が異なります。詳細については、「ご契約のしおり 普通保険約款・特約集」をご参照ください。
保険期間	ご契約いただいた保険で補償の対象となる期間をいいます。
保険金額	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
未婚の子	これまでに婚姻歴のないお子様のことをいいます。
申込画面等	インターネット上の契約締結画面または申込書をいいます。
用途・車種	「用途」とは、自動車の使用形態の区分をいい、「自家用」と「営業用」があります。「車種」とは、自動車の種類の区分をいい、普通乗用車・小型乗用車・普通貨物車・軽四輪貨物車などがあります。なお、用途・車種の区分はナンバープレートの表示などに基づいて当社が定める区分によるものとします。